

一宮市公共施設 個別施設計画

施設のあり方計画

< 教育部編 >

令和3年度～令和8年度



一宮市

※令和3年4月時点の組織で表示しています

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画のねらい	1
2 計画の期間	1
3 対象施設の一覧	2
4 延床面積の縮減目標	3
5 目標達成に向けた部の方針	4
第2章 市民利用型施設 公民館等	5
1 施設の状況	5
2 配置状況	6
3 建物・利用・コスト状況の比較	7
4 一時評価	9
5 二次評価	10
6 基本的な方針	13
7 個別施設の取組	14
第3章 公用施設等	16
1 施設の状況	16
2 配置状況	16
3 建物状況の比較	17
4 一時評価	18
5 二次評価	18
6 基本的な方針	20
7 個別施設の取組	21

第1章 計画の概要

1 計画のねらい

「施設のあり方計画」（以下「本計画」）は、平成28年11月に策定した「一宮市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」）の個別施設計画に位置付けられます。

本計画では、総合管理計画に基づき、公共建築物の縮減目標の達成と公共施設等の管理方針を実行するための取り組みを検討します。また、施設の維持管理運営等に係る財源確保に向けての取り組みも検討します。

総合管理計画の概要

①公共建築物の縮減目標

延床面積を40年間（平成29年度～令和38年度）で15%縮減

〔 目標達成のためには、大規模改修による長寿命化を実施し、
80年を目途に使用することが前提 〕

②公共施設等の管理方針

- 方針1 施設の統合や廃止を進めます
- 方針2 大規模な修繕や建替えを計画的に行います
- 方針3 施設をできる限り長く使います
- 方針4 施設の安心・安全を守ります

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

総合管理計画では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としつつ、長期的な視点から、更新等費用を計算する将来の見通し期間は平成29年度から令和38年度までの40年間としています。本計画は、総合管理計画の計画期間に合わせることで、必要に応じて見直しを行います。

3 対象施設の一覧

本計画の対象施設は、教育部の総務課、学校給食課、生涯学習課が所管する以下の26施設です（小・中学校は含まれていません）。

本計画では、施設の利用形態から、「市民利用型施設 公民館等」「公用施設等」の2つの施設区分に分類し、章を分けて記載します。

施設区分について

総合管理計画の施設分類を踏まえ、本計画においては、施設評価を行う上で、施設の形態に合わせて以下の4つに区分します。

施設区分	内 容
市民利用型施設	主に貸室や市民利用を目的とした、市民生活を豊かにするための施設
特定者利用福祉施設 ※	特定の利用者のみが利用できる福祉施設（小・中学校、保育園等の教育や保育を目的とした施設は除外）
公用施設等	上記2区分以外で、行政が事務事業等を執行するための施設等
普通財産 ※	行政財産以外の施設であり、必要に応じて貸与している施設

※教育部は、特定者利用福祉施設、普通財産に該当する施設はありません。

市民利用型施設 公民館等（第2章、5ページ参照）

No.	施設名称	所管課	所在連区	(参考) 総合管理計画における区分
①	葉栗公民館	生涯学習課	葉栗	公民館
②	西成公民館	生涯学習課	西成	公民館
③	丹陽公民館	生涯学習課	丹陽町	公民館
④	浅井公民館	生涯学習課	浅井町	公民館
⑤	北方公民館	生涯学習課	北方町	公民館
⑥	大和公民館	生涯学習課	大和町	公民館
⑦	今伊勢公民館	生涯学習課	今伊勢町	公民館
⑧	奥公民館	生涯学習課	奥町	公民館
⑨	萩原公民館	生涯学習課	萩原町	公民館
⑩	千秋公民館	生涯学習課	千秋町	公民館
⑪	宮西公民館	生涯学習課	宮西	公民館
⑫	貴船公民館	生涯学習課	貴船	公民館
⑬	神山公民館	生涯学習課	神山	公民館
⑭	大志公民館	生涯学習課	大志	公民館
⑮	向山公民館	生涯学習課	向山	公民館
⑯	富士公民館	生涯学習課	富士	公民館
⑰	木曾川公民館	生涯学習課	木曾川町	公民館

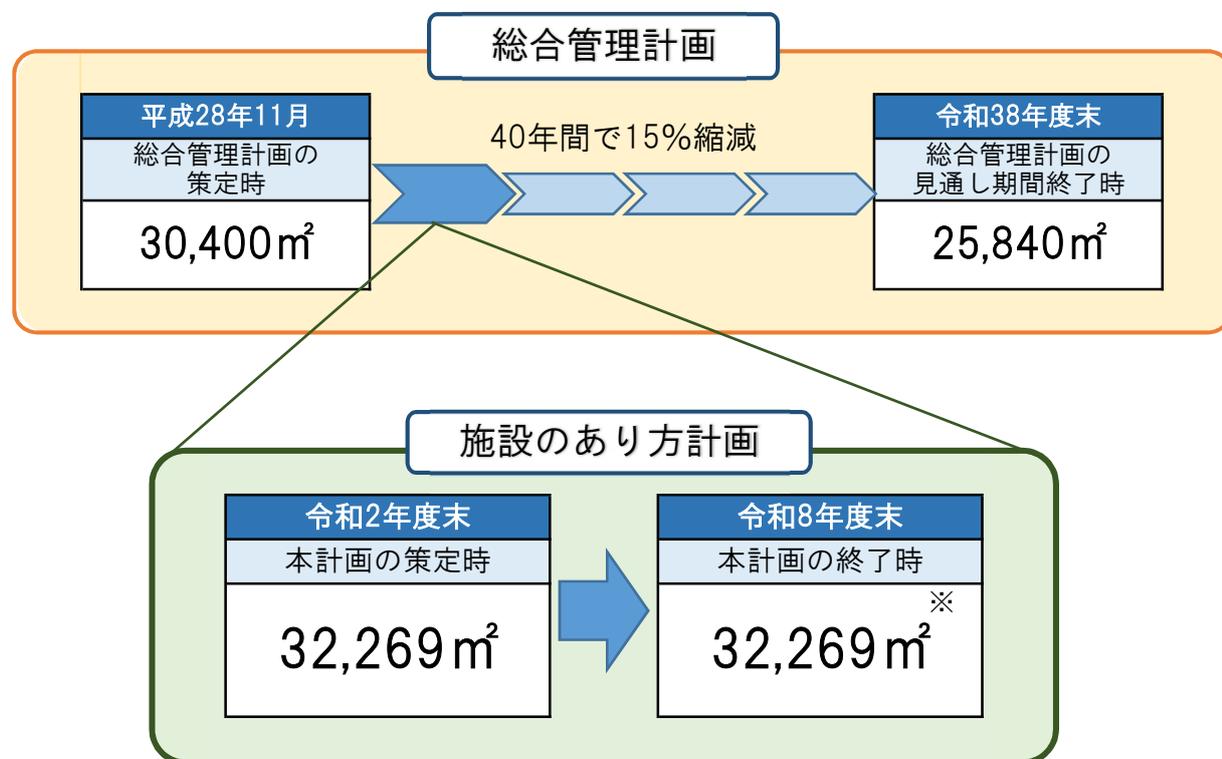
(前ページの続き)

No.	施設名称	所管課	所在連区	(参考) 総合管理計画における区分
⑱	開明公民館	生涯学習課	開明	公民館
⑲	墨会館	生涯学習課	小信中島	公民館
⑳	大徳公民館	生涯学習課	大徳	公民館
㉑	尾西生涯学習センター	生涯学習課	三条	文化施設
㉒	尾西南部生涯学習センター	生涯学習課	朝日	文化施設

公用施設等 (第3章、16ページ参照)

No.	施設名称	所管課	所在連区	(参考) 総合管理計画における区分
㉓	教育倉庫	総務課	西成	その他の施設
㉔	南部学校給食共同調理場	学校給食課	西成	学校給食共同調理場
㉕	北部学校給食共同調理場	学校給食課	浅井町	学校給食共同調理場
㉖	向山公民館倉庫	生涯学習課	向山	その他の施設

4 延床面積の縮減目標



※ 令和6年度に供用開始予定の「学校給食共同調理場」は、延床面積が未定のため、計上していません。また、「南部学校給食共同調理場」「北部学校給食共同調理場」については、廃止のスケジュールが未定のため計上していません。

5 目標達成に向けた部の方針

市民利用型施設である公民館及び生涯学習センターなどについては、予防保全のみならず、問題発生時には迅速な事後保全により、施設を長期間にわたり使用可能とします。また、利用率の向上のため、安全かつ快適な環境の提供に努めます。

公用施設等である学校給食共同調理場については「一宮市学校給食共同調理場整備基本計画(H31.2)」に基づく整備を進めます。倉庫については受入可能な他施設を模索しつつ当面は現状維持とします。

更新等費用の見通し（教育部施設）

更新等費用の見通しは、国より計画期間内に要する対策費用の概算を整理するよう求められており、市債等の地方財政措置の活用が必要となるため、以下のとおり算出します。なお、この見込み額は、総務省が示した更新費用の㎡単価等を参考にして、総管理計画において試算したものです。

	更新等費用の見込み額 ※1 (H29～R38年度までの40年間)	うち、施設のあり方計画期間分 ※2 (R3～R8年度までの6年間)
大規模改修費	約90.3億円	約22.5億円
更新費	約45.5億円	—
合計	約135.8億円（約3.4億円/年）	約22.5億円

※1 「更新等費用の見込み額」は、総管理計画策定時に算出した、将来の見通し期間の「更新等に係る経費の見込み額」から教育部の施設に係る見込み額を抽出したものです。

※2 「うち、施設のあり方計画期間分」は、「更新等費用の見込み額」から本計画期間に係る分を抽出したものです。本計画の内容を反映したものではありません。

第2章 市民利用型施設 公民館等

1 施設の状況

対象施設及び施設の状況を示す各種データは以下のとおりです。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	利用者 数(人)	コスト (千円)	運営 方法	複合化等の状況
①	葉栗公民館 ※	925.38	RC・S	—	—	—	直営	葉栗出張所と複合化
②	西成公民館	909.25	RC	16	21,233	8,251	直営	西成出張所と複合化
③	丹陽公民館	911.88	RC	27	13,799	7,309	直営	丹陽町出張所と複合化
④	浅井公民館	885.94	RC	7	24,193	7,233	直営	浅井町出張所と複合化
⑤	北方公民館	772.30	RC	8	17,353	7,294	直営	北方町出張所と複合化
⑥	大和公民館	1,191.91	RC・S	2	41,938	9,513	直営	大和町出張所と複合化
⑦	今伊勢公民館	821.51	RC	11	26,577	6,410	直営	今伊勢町出張所と複合化
⑧	奥公民館	867.60	RC	27	26,206	6,799	直営	奥町出張所と複合化
⑨	萩原公民館 ※	824.59	RC	—	—	—	直営	萩原町出張所と複合化
⑩	千秋公民館	883.18	RC・S	5	23,350	5,779	直営	千秋町出張所と複合化
⑪	宮西公民館	308.97	RC	40	12,664	11,940	直営	—
⑫	貴船公民館	323.02	RC	39	13,126	11,705	直営	—
⑬	神山公民館 ※	2,392.87	SRC	—	—	—	直営	いちのみや中央プラザ体育館、神山いきいきセンターと複合化
⑭	大志公民館	1,036.70	RC	15	16,800	6,906	直営	—
⑮	向山公民館	1,851.00	RC	32	28,515	10,723	直営	—
⑯	富士公民館	315.08	RC	40	14,085	11,259	直営	—
⑰	木曾川公民館	1,495.87	RC	42	43,240	12,483	直営	木曾川庁舎、木曾川文化会館と複合化
⑱	開明公民館	975.83	RC	4	24,654	5,696	直営	—
⑲	墨会館	3,032.74	RC	62	17,275	12,279	直営	—
⑳	大徳公民館	1,117.68	RC	44	9,878	6,641	直営	—
㉑	尾西生涯学習センター	2,573.40	S	13	110,489	35,945	直営	尾西庁舎、東五城子育て支援センター、西保健センターと複合化
㉒	尾西南部生涯学習センター	2,500.41	RC	26	76,688	39,188	直営	—
	計	26,917.11	—	—	562,063	223,353	—	—

※葉栗公民館は平成30年5月から葉栗出張所との複合施設として、萩原公民館は平成31年3月から萩原町出張所との複合施設として、神山公民館は令和元年10月からいちのみや中央プラザ体育館及び神山いきいきセンターとの複合施設として開設しており、いずれも評価時にデータを把握できなかったことから、評価・方針の対象から除外しています。

(各項目の説明は次ページ参照)

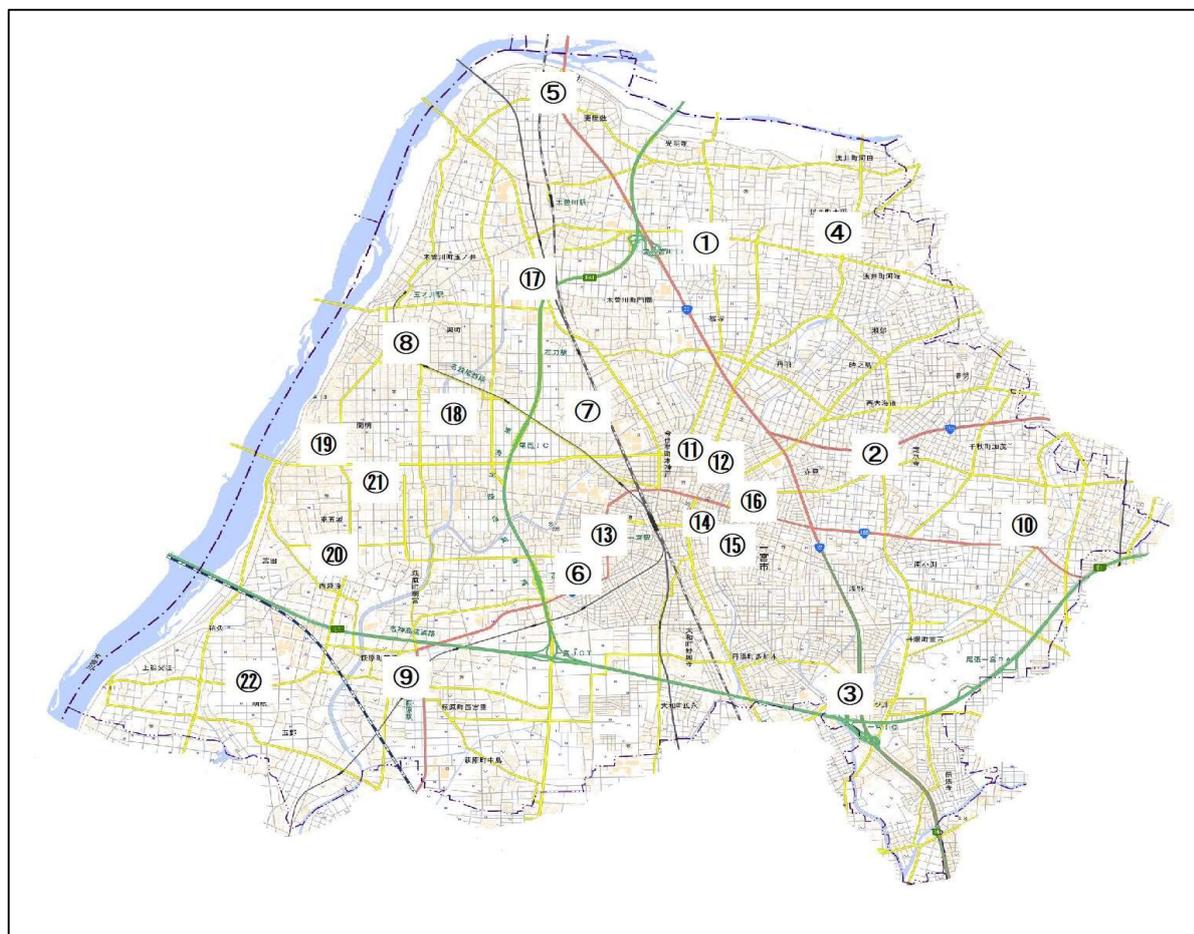
項目の説明

延床面積	令和2年度末の数値（50㎡以上の建物が対象）
構造	「RC」鉄筋コンクリート造、「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」鉄骨造、「LGS」軽量鉄骨造、「CB」コンクリートブロック造、「W」木造
経過年数	建築年度から基準年度（平成30年度）までの年数で、複数棟ある場合は棟面積に応じて経過年数の平均値より算出
利用者数	基準年度（平成30年度）の決算より報告された年間利用者数
コスト	基準年度（平成30年度）の決算より報告された数値で、人件費を含む施設の維持・運営・管理費用から、施設の使用料等の収入を差し引いた、市税等で負担する年間費用で、工事費用等の投資的な費用等は除外
運営方法	「直営」市が直接運営している施設、「指定」指定管理者を指定している施設、「委託」指定管理制度を導入していない施設のうち、市職員が常駐せず、日常業務の運営全て業務委託により対応している施設

2

配置状況

施設の配置状況は以下のとおりです。

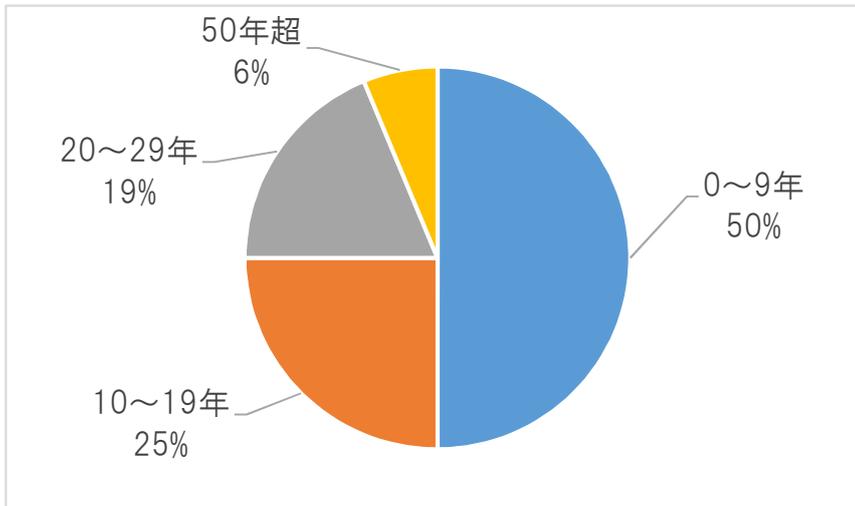


地理院地図/GIS Mapsを加工して作成

3

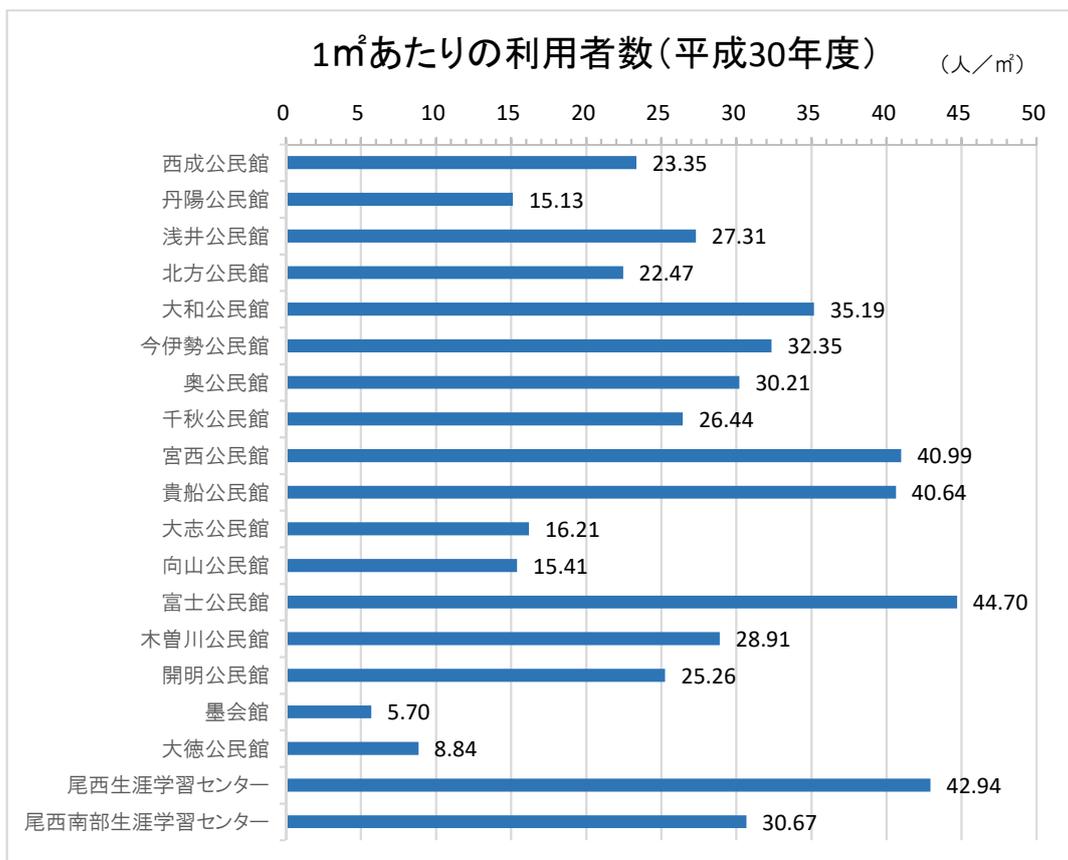
建物・利用・コスト状況の比較

(1) 経過年数別施設状況

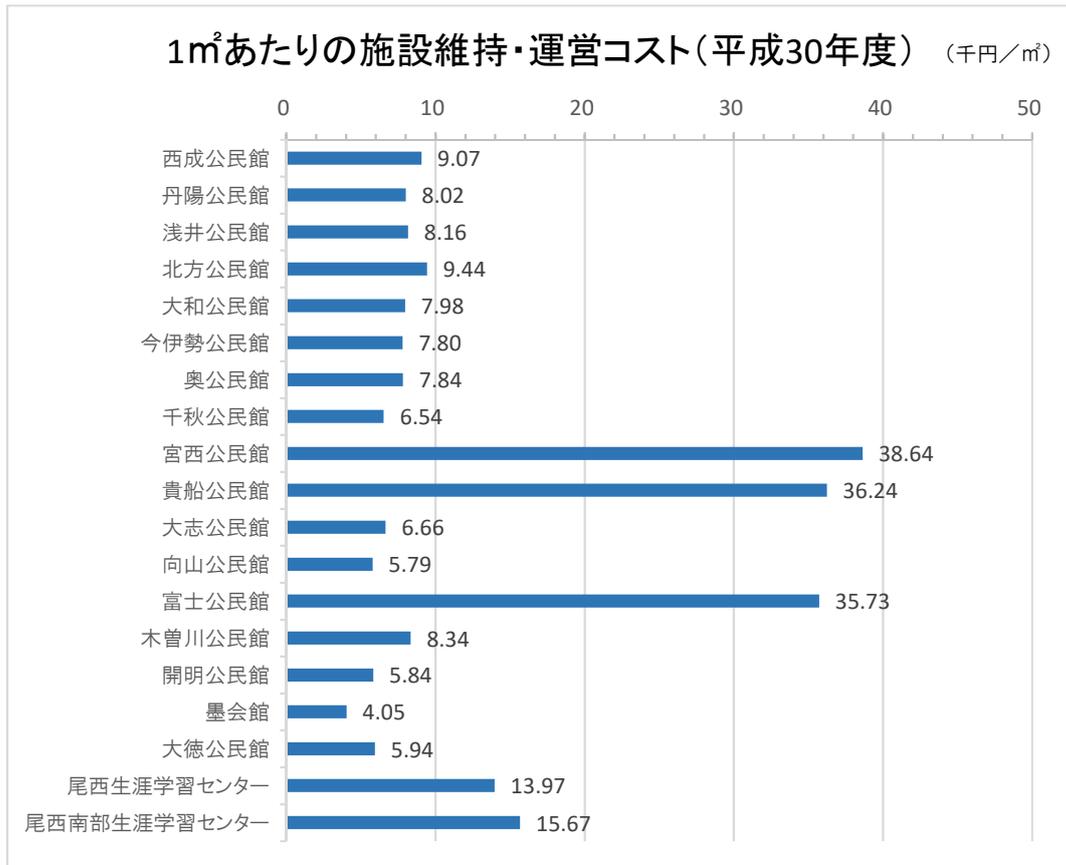


※葉栗・萩原・神山公民館も含まれます。

(2) 利用状況

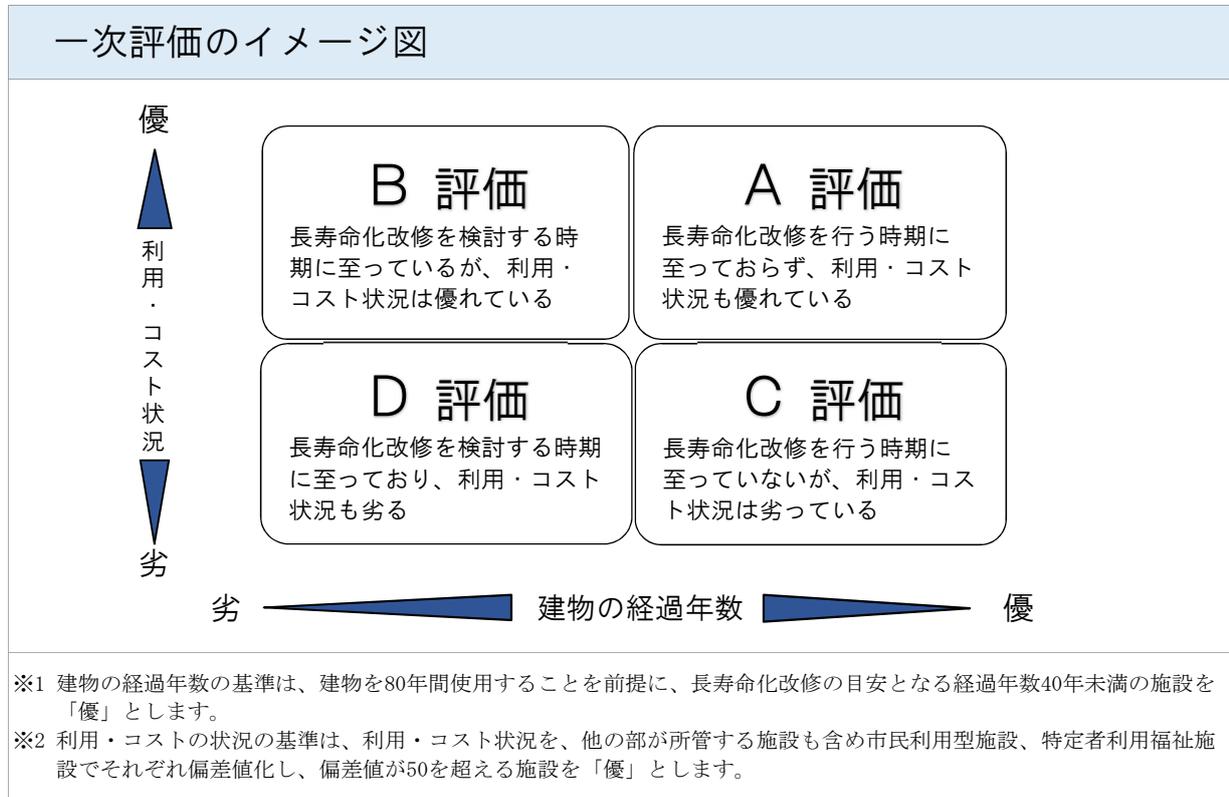


(3) コスト状況



(1) 評価方法

建物の経過年数（※1）と、利用・コストの状況（※2）の2つの基準で分類し、A～D（Aが最も優れている）の4段階評価を行います。



(2) 評価結果

No.	施設名	評価	No.	施設名	評価
①	葉栗公民館 ※		⑫	貴船公民館	C
②	西成公民館	C	⑬	神山公民館 ※	
③	丹陽公民館	C	⑭	大志公民館	C
④	浅井公民館	C	⑮	向山公民館	C
⑤	北方公民館	C	⑯	富士公民館	D
⑥	大和公民館	A	⑰	木曾川公民館	D
⑦	今伊勢公民館	C	⑱	開明公民館	C
⑧	奥公民館	C	⑲	墨会館	D
⑨	萩原公民館 ※		⑳	大徳公民館	D
⑩	千秋公民館	C	㉑	尾西生涯学習センター	C
⑪	宮西公民館	D	㉒	尾西南部生涯学習センター	A

※葉栗公民館は平成30年5月から葉栗出張所との複合施設として、萩原公民館は平成31年3月から萩原町出張所との複合施設として、神山公民館は令和元年10月からいちのみや中央プラザ体育館及び神山いきいきセンターとの複合施設として開設しており、いずれも評価時にデータを把握できなかったことから、評価・方針の対象から除外しています。

5

二次評価

施設の公共性、代替性、利用圏域及び立地特性等を踏まえ、個別施設の建物や機能の方向性について、施設区分及び一次評価結果に応じたフローチャートを用いて導きます。

(1) 市民利用型施設 一次評価Aの施設

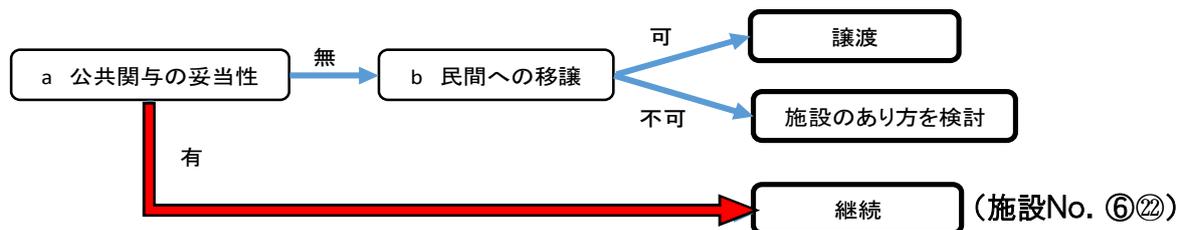
○評価方法

評価方針（市民利用型施設 一次評価A）

一次評価がA（長寿命化改修を行う時期には至っておらず、利用・コスト状況も優れている）であることを考慮して、公共関与の妥当性を確認し、同建物で施設を継続すると評価します。

本方針を反映したフローチャート及び評価結果に至る判定は次のとおりです。

フローチャート実施（市民利用型施設 一次評価A）



フローチャート内の各項目の判定根拠

○公民館

(a) 地域住民全般の利用に供する施設であり、社会教育法により公共関与の必要性有り

○尾西南部生涯学習センター

(a) 限られた人が独占的に利用する施設ではないため、公益性、公平性が保たれている。また、効率性や福祉の観点から公共性が主体となって提供されるサービスであり、公共サービスの妥当性は保たれていると判断し有り

○評価結果

No.	施設名	評価
⑥	大和公民館	継続
②②	尾西南部生涯学習センター	継続

(2) 市民利用型施設 一次評価Cの施設

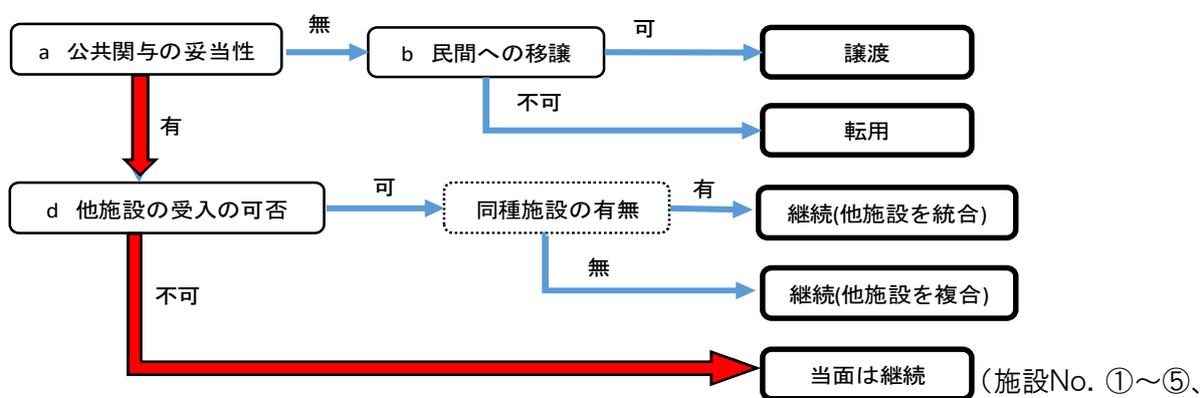
○評価方法

評価方針（市民利用型施設 一次評価C）

一次評価がC（長寿命化改修を行う時期には至っていないが、利用・コスト状況は劣っている）であることを考慮して、公共関与の妥当性、複合化（受入）の可否等を検討して評価します。

本方針を反映したフローチャート及び評価結果に至る判定は次のとおりです。

フローチャート実施（市民利用型施設 一次評価C）



フローチャート内の各項目の判定根拠

○公民館

(a) 地域住民全般の利用に供する施設であり、社会教育法により公共関与の妥当性有り

(d) いずれの施設も稼働率50%未満の貸室はあるが、活用できる日時が不定期のため貸し出しは困難。統合・集約可能な施設は圏域内になく、当該施設にまとまった空きスペースは無いため他施設の受入は不可

○尾西生涯学習センター（尾西公民館）

(a) 地域住民全般及び市民以外の方にも利用に供する施設であり、社会教育法により公共関与の必要性有り

(d) 稼働率50%未満の貸室はあるが、活用できる日時が不定期のため貸し出しは困難。統合・集約可能な施設は圏域内になく、当該施設にまとまった余剰スペースは無いため他施設の受入は不可

○評価結果

No.	施設名	評価	No.	施設名	評価
①	葉栗公民館	当面は継続	⑩	千秋公民館	当面は継続
②	西成公民館	当面は継続	⑫	貴船公民館	当面は継続
③	丹陽公民館	当面は継続	⑭	大志公民館	当面は継続
④	浅井公民館	当面は継続	⑮	向山公民館	当面は継続
⑤	北方公民館	当面は継続	⑱	開明公民館	当面は継続
⑦	今伊勢公民館	当面は継続	㉑	尾西生涯学習センター	当面は継続
⑧	奥公民館	当面は継続			

(3) 市民利用型施設 一次評価Dの施設

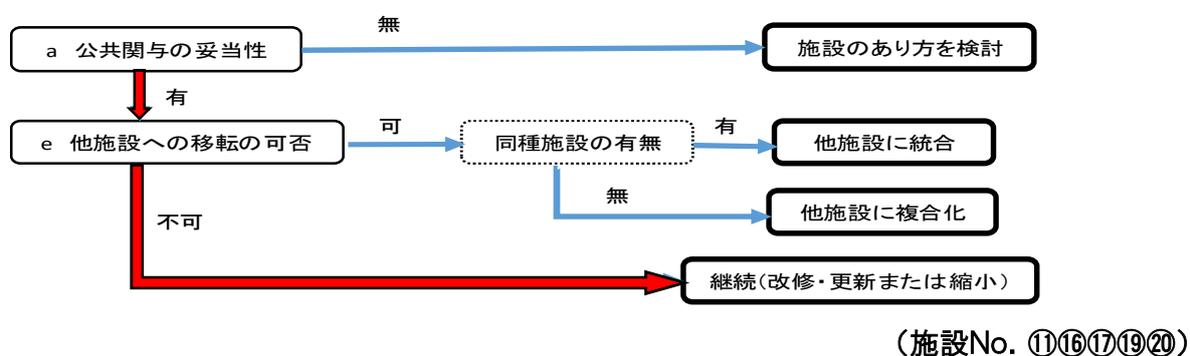
○評価方法

評価方針（市民利用型施設 一次評価D）

一次評価がD（長寿命化改修を検討する時期に至っており、利用・コスト状況も劣る）であることを考慮して、公共関与の妥当性、複合化（移転）の可否等を検討して評価します。

本方針を反映したフローチャート及び評価結果に至る判定は次のとおりです。

フローチャート実施（市民利用型施設 一次評価D）



フローチャート内の各項目の判定根拠

○公民館

(a) 地域住民全般の利用に供する施設であり、社会教育法により公共関与の必要性有り

(e) 対象圏域内に他種類の公共施設はあるが、当該施設を受け入れ可能な規模の施設や敷地が無いため、複合化・統合は不可。また、いずれも対象圏域内に、同類型施設が無く統合不可

○評価結果

No.	施設名	評価
①	宮西公民館	継続（改修・更新または縮小）
⑬	富士公民館	継続（改修・更新または縮小）
⑭	木曽川公民館	継続（改修・更新または縮小）
⑰	墨会館	継続（改修・更新または縮小）
⑱	大徳公民館	継続（改修・更新または縮小）

（1）現状と課題

- ・公民館等施設のうち12箇所は、尾西・木曾川両庁舎又は各出張所との複合施設となっています。
- ・平成28年12月に尾西生涯学習センター講堂を増築、同西館を平成29年度に取り壊し、整備しました
- ・平成30年2月に大徳公民館を改修し、平成30年5月に葉栗公民館を、平成31年3月に萩原公民館を改築しました。
- ・神山公民館は体育館、神山いきいきセンターとの複合施設として、令和元年に新築移転しました。
- ・登録有形文化財である墨会館は、建築後60年が経過しているが、文化的価値が高いことから、可能な限りその価値を失わないよう引き続き維持管理に努めます。
- ・建築後30年以上を経過した施設は、今後施設の修繕等の経費が増加します。
- ・地区住民のコミュニティ活動の拠点である公民館の有料化は、長年無料であったことによる市民意識及び地区コミュニティの活性を考え、慎重に議論を重ねる必要があります。

（2）基本的な方針（～令和8年度）

- ・公民館はその設置目的から、地域に根差した施設であるべきため、施設の統廃合は地域ごとに検討を進めます。
- ・尾西生涯学習センター及び尾西南部生涯学習センターは、利用者の居所を限定しない生涯学習施設として、また、尾西地区における公民館未整備地区の活動の拠点として利用します。
- ・施設の劣化や機能の低下を未然に防ぐための点検業務の充実や、施設の損傷を早期に把握するための点検・診断結果の活用を強化し、できる限り施設を長く使います。また、利用率の向上のため、安全かつ快適な環境に配慮します。

7

個別施設の取組（～令和8年度）

以下の「個別施設の方針・取組」は、「一次評価結果」及び「二次評価結果」を踏まえ、本市の政策や地域の実情、バランス等を総合的に考慮した内容であり、令和8年度までの施設整備の方針・取組を示しています。

No.	施設名	個別施設の方針・取組		(参考)		
				経過年数	一次評価	二次評価
①	葉栗公民館	—	葉栗公民館は、平成30年5月から、葉栗出張所との複合施設として開設しており、評価時にデータを把握できなかったことから、評価・方針の対象から除外しています。	—	—	—
②	西成公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	16	C	当面は継続
③	丹陽公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	27	C	当面は継続
④	浅井公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	7	C	当面は継続
⑤	北方公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	8	C	当面は継続
⑥	大和公民館	継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、継続とします。	2	A	継続
⑦	今伊勢公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	11	C	当面は継続
⑧	奥公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	27	C	当面は継続
⑨	萩原公民館	—	萩原公民館は、平成31年3月から、萩原町出張所との複合施設として開設しており、評価時にデータを把握できなかったことから、評価・方針の対象から除外しています。	—	—	—
⑩	千秋公民館	当面は継続	出張所との複合施設であり、行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	5	C	当面は継続
⑪	宮西公民館	当面は継続	行う事業は重要と判断されます。同じ施設タイプの近隣施設の改修時期に合わせて施設機能を移転し統合を検討すべきですが、対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、継続とします。	40	D	継続（改修・更新または縮小）
⑫	貴船公民館	当面は継続	行う事業は重要と判断されます。同じ施設タイプの近隣施設の改修時期に合わせて施設機能を移転し統合を検討すべきですが、対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、当面は継続とします。	39	C	当面は継続

(前ページの続き)

No.	施設名	個別施設の方針・取組		(参考)		
				経過年数	一次評価	二次評価
⑬	神山公民館	—	神山公民館は、令和元年10月に、いちのみや中央プラザ体育館及び神山いきいきセンターとの複合施設として開設しており、評価時にデータを把握できなかったことから、評価・方針の対象から除外しています。	—	—	—
⑭	大志公民館	当面は継続	行う事業は重要と判断されます。同じ施設タイプの近隣施設の改修時期に合わせて施設機能を移転し統合を検討すべきですが、対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、当面は継続とします。	15	C	当面は継続
⑮	向山公民館	当面は継続	行う事業は重要と判断されます。同じ施設タイプの近隣施設の改修時期に合わせて施設機能を移転し統合を検討すべきですが、対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、当面は継続とします。	32	C	当面は継続
⑯	富士公民館	継続（改修・更新または縮小）	行う事業は重要と判断されます。同じ施設タイプの近隣施設の改修時期に合わせて施設機能を移転し統合を検討すべきですが、対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、継続とします。	40	D	継続（改修・更新または縮小）
⑰	木曾川公民館	継続（改修・更新または縮小）	木曾川庁舎との複合施設であり、行う事業は重要と判断されます。対象圏域内に当該施設を受け入れ可能な施設が無い場合、継続とします。	42	D	継続（改修・更新または縮小）
⑱	開明公民館	当面は継続	行う事業は重要と判断されるため、当面は継続とします。	4	C	当面は継続
⑲	墨会館	継続（改修・更新または縮小）	登録有形文化財であり文化的価値が高いことから、可能な限りその価値を失わないよう維持管理し、継続します。	62	D	継続（改修・更新または縮小）
⑳	大徳公民館	継続（改修・更新または縮小）	行う事業は重要と判断されるため、継続とします。	44	D	継続（改修・更新または縮小）
㉑	尾西生涯学習センター	当面は継続	利用者は横ばい状態ですが、尾西事務所窓口課、西保健センター、社会福祉協議会尾西支部との複合施設であり、当面は継続します。統合及び複合化等については尾西事務所総務管理課を中心に、関係課協議の上進めます。	13	C	当面は継続
㉒	尾西南部生涯学習センター	継続	一部の設備は老朽化していますが、体育室の利用状況が良いことから、長寿命化を前提に施設を継続する。	26	A	継続

第3章 公用施設等

1 施設の状況

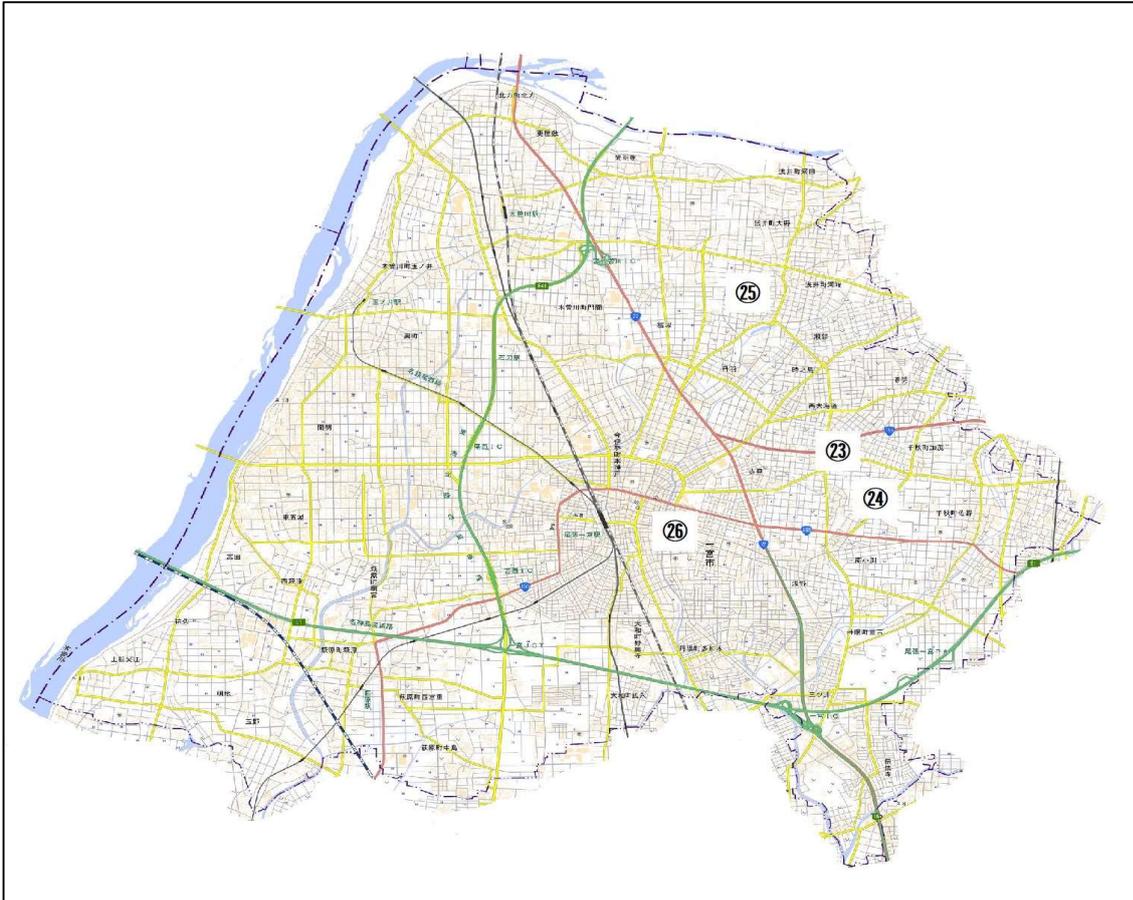
対象施設及び施設の状況を示す各種データは以下のとおりです。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	利用者 数 (人)	コスト (千円)	運営方 法	複合化等の状況
㉓	教育倉庫	388.80	S	37	-	-	直営	
㉔	南部学校給食共同調理場	2,254.97	RC・S	43	-	428,929	直営	
㉕	北部学校給食共同調理場	2,562.53	RC・S・CB	43	-	299,168	直営	
㉖	向山公民館倉庫	145.73	S	26	-	17	直営	
	計	5,352.03	—	—	0	728,114		

(各項目の説明は第2章 (6ページ) 参照)

2 配置状況

施設の配置状況は以下のとおりです。

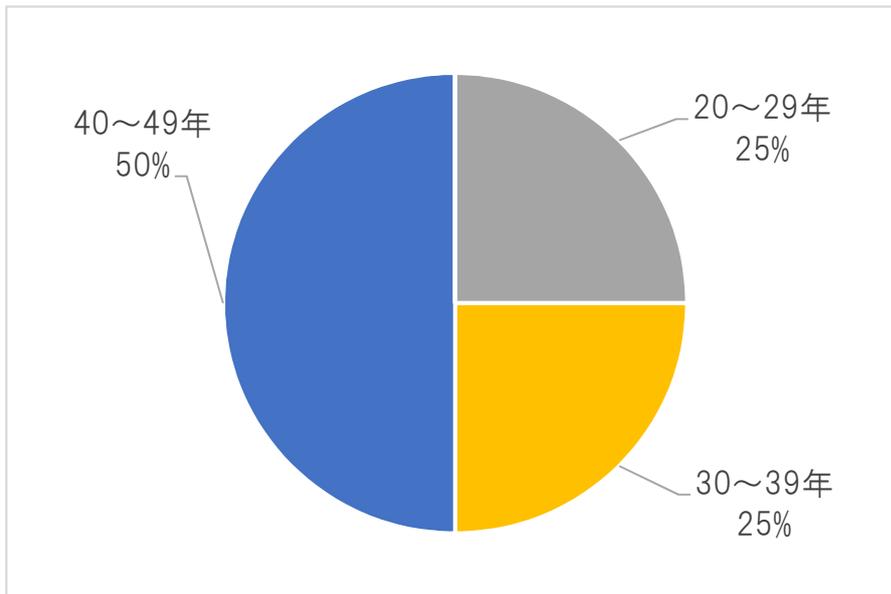


地理院地図/GIS Mapsを加工して作成

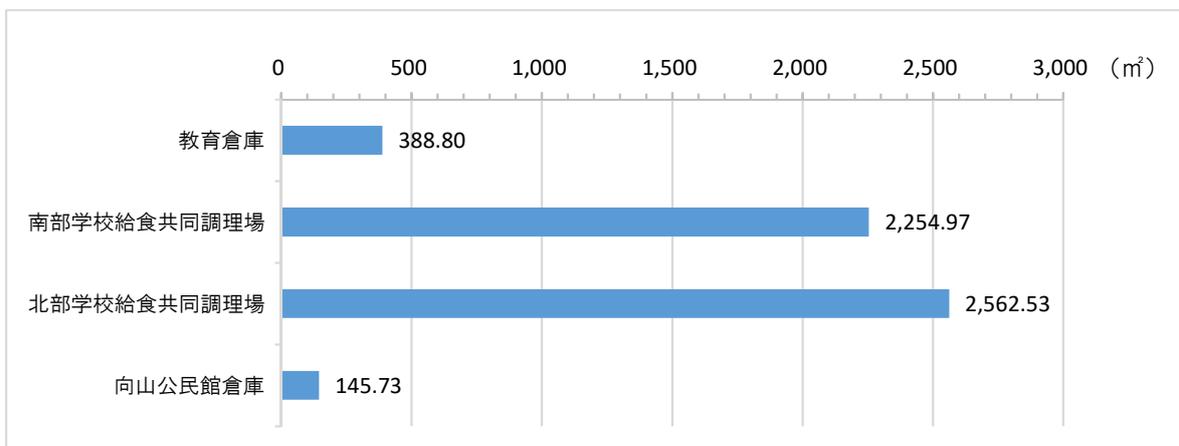
3

建物状況の比較

(1) 経過年数別施設状況



(2) 延床面積の比較



4

一次評価（令和元年度実施・平成30年度決算数値使用）

公用施設等は、市民生活を維持するために、行政が事務事業等を執行する施設等として位置づけられるため、利用・コストの状況によって施設のあり方を検討することは適切ではないと判断し、一次評価を行わないこととしています。なお、施設の経過年数については、個別施設の方針・取組を検討する際の参考とします。

5

二次評価

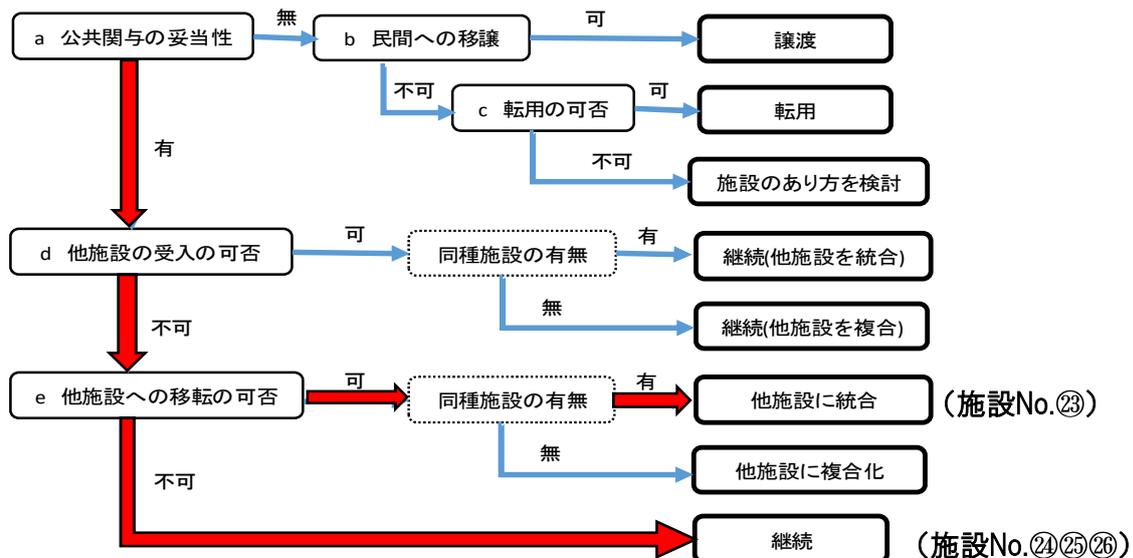
(1) 評価方法

施設の公共性、代替性、利用圏域及び立地特性等を踏まえ、個別施設の建物や機能の方向性について、施設区分及び一次評価結果に応じたフローチャートを用いて導きます。

評価方針（公用施設等）

公共関与の妥当性、複合化（受入、移転）の可否等を検討して評価します。
本方針を反映したフローチャート及び評価結果に至る判定は次のとおりです。

フローチャート実施（公用施設等）



（フローチャート内の各項目の判定根拠は次ページ参照）

フローチャート内の各項目の判定根拠

○教育倉庫

- (a) 小中学校の備品等の倉庫として使用しており、公共関与の妥当性有り
- (d) 当該施設内に空きスペースがなく他施設の受入不可
- (e) 市内に同類型施設があり、統合の検討が可能

○学校給食共同調理場

- (a) 公共関与の妥当性有り。「学校設置者は給食が実施されるよう努めなければならない。学校設置者は、共同調理場を設けることができる。（学校給食法第4条、第6条）」
- (d) 高度な衛生管理が必要であり、空きスペースがないため、他施設の受入不可
- (e) これ以上の調理規模を確保可能な受入可能建物・敷地がないため、他施設への移転不可

○向山公民館倉庫

- (a) 地域住民全般の利用に供する施設であるため公共関与の必要性有り
- (d) 当該施設に余剰スペースが無いため、他施設の受入不可
- (e) 対象圏域内に、複合・統合する規模の他類型施設や敷地が無いため、複合・統合は不可

(2) 評価結果

No.	施設名	評価
⑳	教育倉庫	他施設に統合
㉑	南部学校給食共同調理場	継続
㉒	北部学校給食共同調理場	継続
㉓	向山公民館倉庫	継続

（1）現状と課題

○教育倉庫

建築後40年近く経過し、大規模改修を検討する時期に近づいていることから、今後修繕を要する可能性があります。

○学校給食共同調理場

南部学校給食共同調理場（南部調理場）、北部学校給食共同調理場（北部調理場）は、ともに、建築後40年を超え、調理器具をはじめとする設備は必要に応じ更新しているものの、建物の老朽化は著しく進んでいます。2場とも、現在の衛生管理基準を満たしていません。

このため、平成29年3月に一宮市学校給食調理場整備基本構想（基本構想）を、平成31年2月に一宮市学校給食共同調理場整備基本計画（基本計画）を策定し、早急に新たな共同調理場を整備することとしました。

○向山公民館倉庫

建築後30年近く経過し老朽化していますが、建物内には向山連区の地域活動のために必要な備品が保管されています。向山公民館内の倉庫に保管するのが望ましいですが、適した倉庫がないため、公民館の近くにある当該施設を利用しています。

当該施設は通りに面しない斜めに細長い形で、立地条件は悪く、他への転用は難しいと考えます。

（2）基本的な方針（～令和8年度）

○教育倉庫

他の施設との統合を検討しますが、適した建物が見つかるまで当面は継続します。

○学校給食共同調理場

南部調理場・北部調理場での学校給食事業を継続しながら新たな共同調理場を整備します。その1場目を、令和6年度までに整備し供用開始を目指すとともに、既存の調理場敷地を利用する等、2場目・3場目の整備を進めます。

・1場目…実調理食数約8,500食。建設用地を取得し、令和6年度中の供用開始を目指します。

・2場目…3場目となる現在の調理場跡地での調理食数を考慮し、実調理食数を約8,500食と想定し、準備を進めます。

・3場目…南部学校給食共同調理場又は北部学校給食共同調理場のいずれかを廃止・解体した跡地を、3場目の建設用地として活用することを基本に、準備を進めます。

3つの共同調理場の整備後に残存する南部調理場又は北部調理場については、整備後に廃止します。

○向山公民館倉庫

当該地域の公民館内に備品の保管に適した倉庫が少なく、他の地域と同様のサービスを提供するためにも、継続する方向で検討します。

7

個別施設の取組（～令和8年度）

以下の「個別施設の方針・取組」は、「一次評価結果」及び「二次評価結果」を踏まえ、本市の政策や地域の実情、バランス等を総合的に考慮した内容であり、令和8年度までの施設整備の方針・取組を示しています。

No.	施設名	個別施設の方針・取組		(参考)		
				経過 年数	一次 評価	二次 評価
②③	教育倉庫	当面は 継続	他施設との統合を検討していますが、現状では統合可能な施設が見つからないため、当面は継続とします。	37	—	他施設に 統合
②④	南部学校給食 共同調理場	継続（改 修・更新）	南部学校給食共同調理場・北部学校給食共同調理場に替わる新たな学校給食共同調理場の整備を進め、整備後に廃止します。	43	—	継続
②⑤	北部学校給食 共同調理場	継続（改 修・更新）	南部学校給食共同調理場・北部学校給食共同調理場に替わる新たな学校給食共同調理場の整備を進め、整備後に廃止します。	43	—	継続
②⑥	向山公民館倉 庫	継続	建物は老朽化していますが、大規模改修を行う時期には至っていません。建物内には向山連区の地域活動のために必要な備品が保管されています。向山公民館内の倉庫は4階にあり、大型資材の搬入が困難なため、館外に倉庫が必要であることから継続とします。	26	—	継続

一宮市公共施設 個別施設計画

施設のあり方計画

教育部編

<令和3年度～令和8年度>

令和3年3月
一宮市教育部